

平成23年度第7回政治資金適正化委員会

(開催要領)

1. 開催日時：平成24年3月16日（金） 10時30分～12時15分
2. 場 所：総務省 10階 10階共用会議室2
3. 出席委員：上田廣一、小見山満、日出雄平、谷口将紀、牧之内隆久の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 「領収書等」の必要記載事項について
 - (2) 収支報告書に記載すべき支出の区分等について
 - (3) 政治資金監査に関するQ&Aの追加・改定について
 - (4) 政治資金監査に関する研修（上半期）の実施計画について
 - (5) 政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会（上半期）の実施計画について
 - (6) 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について
 - (7) その他
3. 閉 会

(配付資料)

- 資料1 「領収書等」の必要事項について
- 資料2 収支報告書に記載すべき支出の区分等について
- 資料3 政治資金監査に関するQ&Aの追加・改定について
- 資料4 政治資金監査に関する研修（上半期）の実施計画について
- 資料5 政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会（上半期）の実施計画について
- 資料6 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について
- 資料A 「領収書等」の必要記載事項
- 資料B 政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ（抄）
- 資料C 領収書等の発行者の住所記載について
- 資料D 収支報告書に記載すべき支出の区分

資料E 企業会計について

資料F 政治資金監査に関するアンケート調査について

資料G 政治資金収支報告書に係る領収書等の写しの開示実績

(本文)

【上田委員長】 それでは、ただいまから平成23年度第7回政治資金適正化委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

最初に、平成23年度第5回委員会の議事録についてでございます。事前に各委員から御意見を賜ったものを事務局からお渡しさせていただきましたが、第5回委員会の議事録について、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで、事務局において適切に管理していただきたいと思っております。

また、平成23年度第6回委員会の議事録につきましては、お手元にお配りしておりますので、御意見等がありましたら、同様に事務局まで御連絡をお願いいたします。そして、次回の委員会でお諮りさせていただきます。

それでは、本日の第1の議題、「領収書等の必要記載事項について」の説明を事務局をお願いいたします。

【岡本参事官】 それでは、領収書等の必要記載事項について、御説明させていただきます。資料1の内容は、全て委員限り資料Aにございますので、委員限り資料Aを御覧ください。領収書等の必要記載事項でございます。政治資金規正法において、政治団体には、一定の支出にかかる支出の目的、金額及び年月日の3事項を記載した領収書その他の支出を証する書面、法律上、領収書等と定義されているわけですが、これを徴収する義務が課されております。

これまでの取組みといたしまして、政治資金適正化委員会では、必要記載事項に不備がある領収書等、目的の記載がないものが多いわけですが、これにかかる支出につきまして、当該支出の内容を示す請求書等の書類とあわせて、支出状況の確認に活用できるように、政治資金監査マニュアルを平成22年9月に改定していただいているところです。

また、政治資金規正法施行規則の改正につきましては、後ほど御説明いたします。

次に検討の方向性です。これまでの取組及び委員会が昨年3月に取りまとめた、取りまとめの本体につきましては、別紙資料Bに該当部分がございます。そちらは適宜御参照いただきたいと思います。

引き続き、資料Aで御説明しますと、それらを踏まえて、Ⅰ法律上の取扱いとしても、会計責任者に徴収、保存、提出義務が課される領収書等について、単一の書面に必要記載事項が記載されていない場合、必要記載事項を補完する他の書面と併せた複数書面でもよいとすること、Ⅱ領収書等の必要記載事項として、①支出を受けた者の氏名、②支出を受けた者の住所を追加すべきかについて検討をするということです。

おめくりいただきまして、2ページです。1番ですが、政治資金監査マニュアルの改定は先ほど御説明したとおりです。4行目ですが、当該取扱いについて、平成22年分収支報告にかかる政治資金監査報告書についての都道府県選挙管理委員会に対するアンケート調査、前回2月の委員会でも御報告いたしました。アンケート調査において質問したところ、以下のとおりの回答を得ています。

都道府県選管では、不備のある領収書等に加えまして、請求書等も提出されますと、受け付けや公開請求対応等の事務の負担増が懸念されることもあります。事務負担について聞いたところ、事務負担はさほど変わらないというところが41となっております。

そのうち、収支の公開の向上に役立つ取扱いだと思うというのが34、主な理由は、領収書等の記載事項の不備についても確認できる、補正の減少による事務負担の軽減につながった等がございます。

あまり意味のない取扱いだと思うというのが5つあります。理由として、不備のある領収書等が存在しない、国会議員関係政治団体に浸透していない、領収書と請求書等の突合は、政治資金監査人が行うものであり、監査を経た領収書等が添付されていれば、請求書等の都道府県選管への提出は必要ない等の意見を述べてきたところもあります。

一方、事務負担が増えたとする団体は6団体あります。その中でも、収支の公開の向上に役立つ取扱いだと思うというのが4団体あります。これには東京都も含まれます。理由としては、収支の報告書の公開の向上には役立つということ。一方で、開示対象文書が増える点で、開示請求の際に負担増となるというところ、あまり意味のない取扱いだと思うのは2団体あります。

1番下ですが、この調査結果を総合的に見ますと、当該取扱いについて、38の選挙管理委員会が収支の公開の向上に役立つと認識しており、41の選挙管理委員会が事務負担

についてもほとんど変わらないと認識していますので、懸念される事務負担の増大についても、許容できる範囲内に収まっているものと考えられます。

3 ページですが、また、調査結果から、政治資金監査上の当該取扱いは、政治資金の収支の公開の向上に役立つと考えられます。

そこで、法律上の取扱いについてですが、下に行っていただき、支出を証すべき書面についてというところです。政治団体が徴収しなければならない一定の支出にかかる支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面について、支出の目的、金額及び年月日が同一の書面上になければならないとは法律上明記されていません。

一方、支出の目的が領収書等に記載されていない場合に、必要記載事項を補完する書面として、政治資金監査上は、以下のような書面が想定されております。領収書等に記載された支出にかかる請求書・納品書・見積書・利用代金明細書・クレジットカードの月次利用明細書等です。

しかしながら、政治資金規正法上、支出の定義から、約束ベースの支出が除かれております。政治資金規正法第4条第5項になりますが、そのような中で、請求書や見積書を、支出を証すべき書面と解釈することは、現行法上困難とも考えられます。

そこで、法改正が必要な事項ではありますが、例えば、支出の目的が記載されていない領収書等があれば、振込明細書と同じような取扱いといえるかも知れませんが、支出の目的を記載した書面、支出目的書を併せて提出させることとする制度改正を行うことが考えられないか。ただし、この場合も、当然ですが、当該支出目的書の保存、提出義務について罰則が適用されることになること等も踏まえ、検討する必要があると考えます。

そこで、振込明細書にかかる支出目的書につきましては、政治資金規正法第12条第2項に規定されておりますが、関連する政治資金規正法施行規則の改正が予定されておりますので、これについて、御説明します。4 ページをお開きください。

政治団体は収支報告書と併せて、①領収書等の写し、領収書等を徴しがたい事情があった場合に、②領収書等を徴しがたかった支出の明細書、いわゆる徴難明細書、若しくは支出の目的を記載した書面及び振込明細書の写しを提出しなければならないと法律上規定されております。

N T T 東日本の例で御説明させていただきますと、これまで、昨年までということですが、N T T の電話料金を郵便局で支払った場合の払込金受領証については振込明細書であり、当該振込明細書にかかる支出目的書の作成が求められていました。

また、N T Tと代理受領契約を結んでいるコンビニエンスストアや金融機関で支払った場合の領収書は、昨年までの様式ですと、目的が記載されていませんでしたので、一番右側になりますが、目的が記載されていない、いわゆる記載不備の領収書という状況でした。

ちなみに、真ん中の郵便局の払込みの場合は、郵便局とN T T東日本は代理受領契約を結んでおりません。その点は、N T Tにも確認しております。

そこで、一番下ですが、先般N T Tにおいて、電話料金払込受領証等の様式が改正され、支出の目的が追加されております。

ここで5ページを見ていただきますと、まず、一番右側ですが、電話料金等領収書となっていますので、コンビニエンスストア等で支払った場合は、領収書等ということになります。

下の段の、真ん中、郵便局で支払った場合ですが、ここに電話料金等と既に目的が入っており、これをどう取り扱うかということですが、一部の政治団体から、払込金受領証等について、領収書等と同様の取扱いができないかという指摘がありました。また、当委員会におけるこれまでの議論を踏まえまして、政治資金課において、政治資金規正法施行規則の改正を行うことが予定されており、現在パブリックコメントにかかっているところで

す。

改正案、施行規則第10条第2項になりますが、アンダーラインのところを読みますと、振込明細書に支出の目的が記載されているときは、当該振込明細書の写しをもって「支出の目的を記載した書面」とすることができることとするというものです。

下段になりますが、この改正が行われることで、振込明細書に支出の目的が記載されていれば、別様で当該振込明細書にかかる支出目的書を作成することが不要となるので、事務負担が軽減されることとなります。

また、結果として、支出の目的が記載された振込明細書については、収支報告書に併せて、当該振込明細書の写しを提出すればよいということになりますので、領収書等と同様の取扱いがされることとなります。

あと実務の点をもう一点加えますと、代理受領契約を結んでいるのかいないのか、判別が難しい場合があり得るわけですが、その場合でも、このように目的が記載されていれば、政治団体としてはそれを提出すればよく、受け取る県選管の側としても、そのまま受け取ればよいということになりますので、現場の事務負担軽減につながるという点でも意義がある改正ではないかと考えております。

6 ページを御覧いただければと思います。Ⅱ領収書等の必要記載事項として、①支出を受けた者の氏名、②支出を受けた者の住所を追加することに関してです。会計責任者は領収書等と突合しながら、会計帳簿を作成でき、また、登録政治資金監査人は、領収書等と突合しながら、会計帳簿を確認できる等のメリットが考えられますが、一方で、必要記載事項を増加させることは、記載不備がある領収書等の増加につながる可能性があります。領収書等が公表されずに、会計責任者が作成した徴難明細書に記載される支出が増加することも考えられます。そういう収支の公開の点から問題があるのではないかとということです。

また、支出を受けた者の住所が記載されていない領収書等は、ある程度流通していると考えております。そこで、資料Bの下にございます資料Cを御覧いただければと思います。

ごく一部であるわけですが、事務局で2つの政治団体の領収書、計288枚を調べてみました。その結果、住所が記載されていない領収書等の枚数は288枚中13枚ということで、約5%程度あったところです。これに関しましては、下が具体例で、ビックカメラ有楽町店、JR東日本、東京トヨペット株式会社麴町店、電話番号はありますが、住所はないという例もあったところです。

そこで、先ほどの資料Aの6ページにお戻りいただければと思います。そもそも住所については、会計帳簿への住所の記載義務について、どのように考えるべきかという点が議論になっているところでもございます。これについては、次回5月の委員会で御検討いただく予定になっております。なお、法人税法では、連結法人や青色申告法人等に、帳簿書類を備え付けて、その取引等を記録し、かつ当該帳簿書類を保存しなければならないという義務規定はあるものの、領収書等を保存しなければならないの規定はないということとして、また、法人税法では、商慣習上、通常記載されるものとして、金額、年月日、発行者の氏名、住所、あて名、印紙等をあげているものの、領収書等の要件としては明示されていないところです。

この論点については、領収書等への氏名・住所の記載を義務づけることで、政治資金の支出の状況がより明確になるという観点と、記載不備のある領収書等を増加させずに、なるべく領収書等を公開していくという、今までの委員会の観点を比較衡量しながら、慎重に検討することが必要ではないかということです。

以上です。

【上田委員長】 この件につきまして御質問、あるいは御意見がございましたら、御発

言いたきたいと思います。恐れ入りますが、牧之内委員、何か御意見ございますか。

【牧之内委員】 それでは、ちょっと基礎的な質問をいたします。3ページの「○」のところに、支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面と書いてありますが、その他の支出を証すべき書面というのは何でしょう。

もうちょっと具体的に言いますと、領収書というのは、政治資金規正法上は3つのことを書いたものを領収書と呼んでいますけれども、一般的に法令上、「領収書とは」という定義はないということです。5ページの、NTTは新しく、様式の改正をしてくれたので非常にやりやすくなったということで、非常に前進だと思いますが、右端にある電話料金等領収書と、真ん中にある電話料金等払込受領証、一般には払込みをしたということを証明するのが領収書なので、なぜこれは領収書でないのかというところを、ちょっと説明してもらえますか。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【岡本参事官】 2点目のほうから説明させていただきます。NTT東日本の例ですと、NTT東日本は、コンビニエンスストアと、主要銀行と代理受領契約を結んでいることから、その代理受領権限に基づいて、一番右側のは領収書になりますが、ゆうちょ銀行とは代理受領契約を結んでいないということです。

このため、ゆうちょ銀行は為替業務としてこちらを払い込む、金融機関が払い込むということですので、これに関しては、まさに政治資金規正法上でいう振込明細書という考え方になりますので、そこで取扱いに差異があると考えているところです。

【牧之内委員】 代理受領契約を結んでいるかどうかというのは、どこで判断するんですか。

【岡本参事官】 おっしゃるとおり、そこが一見わかり難い場合もあります。東京電力の例とか、いろいろな例を幾つか事務局でも調べてみました。NTT東日本の例では、言葉遣いは、一番右側は領収書となっていますし、真ん中は払込受領証と言葉遣いを変えておりますが、判別し難いものもございます。このため、今回省令改正をいたしますと、政治団体としては、出す手間という意味でいえば、出していただければいいですし、受け取る県選管の側でもどちらか判別し難い場合も、正直あると思いますが、目的が記載されていれば、そのまま受け取ればいいということになりますので、今回の改正は意味があるということになります。

【牧之内委員】 今の説明では、ちょっとよくわからないんですけども、もらったほ

うが、これが領収書で、領収書と書いていないから、領収書ではないというわけではないですよ。実際にあなたに支払いましたということを証明してくれればいいわけですよ。

【岡本参事官】 はい。

【牧之内委員】 そうすると、これは領収書ではないという判断はどこですのかと、代理受領契約をしているかどうかというのは、一般の人にはよくわかりませんよね。その場合に、いや、これは支出目的が書いてある振込明細書ですと、こちらは領収書ですという区分を法律上はつきりさせる意味というのはどこにあるのかということなんです。

要するに、法律の第11条第1項のその他の支出を証すべき書面というものは、例えば、典型的なものとしては、どういうものが想定されているのか。政治資金規正法上、領収書の取扱いというのが非常に厳格で、先ほどお話がありましたように、1枚の書面だけではなくて、複数の書面で領収書の役割を果たすものもあり得るんだという解釈がありながら、現実には非常に厳格に取り扱われていると思います。だから、その他の支出を証すべき書面という領収書等の「等」というのは、一体何を、どういうものが典型的なものとしてあるのでしょうか。

だから、ここでいう支出目的が書いてある振込明細書も、これは振込明細書であって、領収書ではないという考え方に立っているわけですが、これは振込明細書というのが領収書とは別立てとして法律にあるものだから、そういう解釈をせざるを得ないのかもしれませんが、そうすると、領収書等の「等」に含まれるものというのは、具体的にどんなものがあるのでしょうか。

【上田委員長】 政治資金課長。

【大泉政治資金課長】 ちょっとその典型的なものについては、すぐには書いたものが、見つかりませんので、今調べて、間に合えば、お答えしたいと思います。ちょっとお待ちいただければと思います。

それから、領収書の基本的な考え方は、最終支出先の人しか出し得ないということで、誰が出す権限を持っているかということだと思いますと、途中の送金する人では最終支出ではないので、最終的な支出を受けた人しか領収書、支出を証明する書面、プラス目的が書いてある書面というのは出せないという考え方で制度が仕組みであると思います。結局支出目的書は、目的が書いてあったとしても、領収書の発行権限がない支出元の政治団体が作るもので、今の省令改正の考え方では、ある意味、1枚政治団体がつくらなければいけなかった支出目的書を省略する、あるいは、2枚が一体化しているということで整理しよう

としております。だから、それをあわせて、支出を証する書面と読むかどうかは解釈論になってくるんだと思いますけれども、そこまで変えていないというのが、ちょっと答えになっているかどうかわかりませんが、お答えでございます。

【上田委員長】 ほかに何か御意見ございますか。牧之内委員。

【牧之内委員】 この領収書を保存して提出させるということは、支出が事実であったかどうかということを証明する、閲覧等をする人たちにそれがちゃんとわかるようにするというのが趣旨ですよ。そうすると、できるだけ領収書を出させる、支出がちゃんとあったということを証明するものを出させるというのが、法のとるべき、向かうべき方向だろうと思うんです。あまり領収書を厳格にして、それじゃないということで、徴難明細書のほうにだらだらと出てくるということではなくて、できるだけ書類を出させていくというのが方向ではないかと私は思います。

だから、法律の書き方としても、領収書の写しを出しなさいと、その次には、領収書がない場合は、振込明細書と支出目的書によって代替しなさいと、それがなくなると徴難明細書という押さえ方だろうと思うんですけれども、ちょっと逆になっていますけれども、そういう考え方に立つべきではないのかと思うんです。だから、解釈で領収書だという扱いをできるものはできるだけしていくというのが、とるべき対応ではないのかと思うんですけれども、さっき最終受入者が出すのが領収書だと、最終受領者ですね。

【大泉政治資金課長】 権限がある者です。

【牧之内委員】 権限がある者です。それはわかりましたけれども、例えば、5ページのものでも、東日本電信電話株式会社の払込通知票というのが横についていますよね。だから、それとあわせてやれば、最終的に、それはNTT東日本に行ったんだということは、もう常識的にわかるわけですよ。だから、そういうものを、1枚だけではちょっと難しいけれども、請求書なり何なりをあわせたら、実質上領収書になると、いわゆる支出を証明する書類になっているんだという扱いに、基本的には解釈を変えていくというんですか、そういう取扱いをしていくべきだと私は思いますので、今日問題となっております1番の問題につきましては、3ページの下のほうに、「そこで」ということにありますけれども、制度改正を行うことが考えられないかとありますけれども、その方向を探るべきだと思います。

もちろん請求書や見積書を、支出を証すべき書面として解釈することは、現行法上困難だと書いてあって、これは当然のことなので、それだけをもってやるということではなく

て、ほかの領収書に準じたもの、領収書的なもの、受領書ですね、受領書と請求書、見積書がセットになるということをもって実質的な領収書だとするわけですから、こちらの「しかしながら」のこういう書き方というのは、言わずもがなのことを書いているんじゃないかという感じがします。

【上田委員長】 ありがとうございます。

事務局長。

【田谷事務局長】 支出の目的については、確かに合理的だと思われる一方で、例えば、年月日の場合などは、請求書の年月日と実際払い込んだ年月日が1暦年をまたがってしまうということもあり、複数の書面による合わせ技をどういったものであれば認めてよいか、細部をつめる必要もあろうかと考えております。

【上田委員長】 何かほかの委員の皆さんで御意見はございますか。

【大泉政治資金課長】 もう一ついいですか。具体的な支出を証明する方法としては、牧之内委員のことができればと思いますし、政治資金規正法上、ここの「しかしながら」のところに書いてあるように、振込明細書のときは、領収書とは別に明文で書いておりますので、そこは法律事項だということになると思います。

それから、政治資金規正法の基本構造からしますと、今も、今度の改正で国会議員関係政治団体は1円以上の領収書等の徴収と保存義務がかかってきますので、もしも、2つのものをあわせて読んで、その支出を証する書面として領収書に相当するものとした場合に、何を集めなければいけないかというのは、今、政治資金規正法の保存義務というのが罰則で担保されていますので、請求書のどれを保存義務の対象とするのかというのは、それを持っていないと、罰則で担保する範囲がどうなるのかということが出てまいります。十分条件的に、補助的に支出を証明するのに用いるということはいいんですけども、義務として持っていなければならないというようなグルーピングにするのは、もっとよく検討しなければいけないと考えております。

【上田委員長】 今、政治資金課長がおっしゃったのは、罰則がかかっていると、まあ、こういう場合はほとんど罰則の発動がないと思うんですけども、もしあるとすれば、いわゆる刑法の原則で、類推解釈は禁止になっていますから、似たるものは罰則の適用になるかどうかということが問題になりますので、そうすると、もうちょっと明確になったほうがいいんじゃないかということをおっしゃりたいわけですね。

【大泉政治資金課長】 そうです。そこが、制度を仕組んでいくときに難しくなってく

るのかなと思っております。

それと先ほど、最初のところの質問でございますが、領収書その他の書面という、支出を証する書面の典型例というのはあるのかということで、ちょっと調べましたけれども、ないというのが……、それで、この条文は昭和23年の制定当時から領収書その他の支出を証する書面と書いてありまして、解説書のほうも、領収書と様式に定めがないので、支出を証するようなものであればいい、そういう書面であれば、適宜いいという解説が書いてあるものでございますから、当時の紙事情とかからいって、今は時代背景が違うということで、入っていたのかなと推測されるということをお報告いたします。

【上田委員長】 では、この議題につきましては、この程度でよろしゅうございますか。

次に、第2の議題の「収支報告書に記載すべき支出の区分等について」の説明を事務局にお願いします。

【岡本参事官】 それでは、資料2はおめくりいただきまして、委員限り資料Dから御説明させていただきます。収支報告書に記載すべき支出の区分です。政治資金の支出項目の区分の分類については、政治資金規正法施行規則第7条において定められており、いわゆる経常経費と政治活動費に分類されることは既に御承知のとおりです。

経常経費については、人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費の4つに分類されて、性質別になっています。政治活動費につきましては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金、その他の経費の6つに分類されて、目的別となっているところです。

そこで、昨年3月の委員会取りまとめですが、検討すべき事項として、まず、分類基準についてわかりにくい部分がある、政治団体からの問い合わせも寄せられているということ、支出項目の区分について、経常経費と政治活動費の区分、性質別となっている経常経費の区分、目的別となっている政治活動費の区分についても見直すべきとの意見も寄せられております。

そこで検討の方向性としては、個別の具体的支出の分類基準や記載方法については、適正化委員会で見解を示していただいております、フォローアップ研修会やホームページでも周知しております。また、政治資金課の国会議員関係政治団体の収支報告の手引きにも掲載されてありまして、周知が図られておりますが、さらに適宜充実を図ることが適当であるということ。

支出項目の区分の見直しにつきましては、国民から見て政治団体の活動実態が把握しや

すくなるものとする視点、政治団体が自ら支出の分類を行いやすくするなど、政治団体の会計上の事務負担にも配慮したものとする視点等々を踏まえまして、検討を行っていくことが適当であるとされていますので、今回論点整理のペーパーを作ったところです。

そこで、2ページを御覧ください。先ほど申し上げましたとおり、現在の支出の分類基準について、わかりにくい部分があるという意見がありますが、どの分類基準がわかりにくいと考えられるのか、経常経費や政治活動費の中の分類基準がわかりにくいのか、そもそも経常経費と政治活動費に二分する基準がわかりにくいのかということに大きく分けられると思っております。

そして、経常経費や政治活動費の中の分類基準がわかりにくい場合に、支出項目の区分の分類を増やすことで分類基準がわかりやすくなるのか、または分類を減らすことで、分類基準がわかりやすくなるのか、また、経常経費、政治活動費の区分を一本化するとどういふ論点があるかということを整理したものです。

そこで①ですが、支出項目の区分の分類を増やすことで、分類基準がわかりやすくなると考える場合ですけれども、この場合も、どのような支出項目を新たにつくれば、国民の目から見て、政治団体の活動の実態が把握しやすい収支報告書になるのか。政治団体の事務負担は、分類を増やしますので、やはり従前より重くなると思っておりますけれども、どのように考えられるのか。また、記載内容の比較可能性を確保するために、政治団体において同一の支出が同一の支出項目に記載される必要がありますが、支出項目の区分の分類を増やすことで、同一の支出について政治団体間で支出項目が異なる場合が減るかという論点、また、支出の区分の分類につきましては、標準的な分類例を示すにとどめる取扱いとなっており、最終的には政治団体の判断によるところが大きいという実態ですが、支出項目の区分の分類を増やしても、政治団体の比較が容易にならないのではないかという見方も考えられるところです。

次に②ですが、支出項目の区分の分類を少なくすることで、分類基準がわかりやすくなると考える場合ですが、支出項目の区分の分類については、先ほど申し上げましたとおり、最終的には政治団体の判断で、一の支出についての支出項目を決めることとなります。このため、支出項目の分類を少なくしたほうが、かえって同一の支出について政治団体間で支出項目が異なる場合が減少して、政治団体間の比較が相対的に容易になると考えられるのではないかという実態論からのアプローチがあらうかと思えます。

また、支出項目の区分の分類が少なくなりますと、政治団体は、どの支出項目に分類す

ればいいか迷うことが少なくなりますので、事務負担が軽減されるのではないかと。

その場合、どの支出項目を削ると、政治団体間で支出項目が異なる場合が減少して、活動実態が把握しやすい収支報告書になるのかという点があります。また、別の論点ですけれども、政治活動費について、例えば、組織活動費ですと、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費というように適宜小分類し、それぞれ別葉とすると省令で定められており、例示ではありますが、この小分類を見直すことで、政治団体の事務負担が軽減されるのではないかとという論点もあります。

一方で、支出項目を削ることにより、収支項目がより抽象的になりますと、国民の目から見てわかりにくくなって、収支の公開の観点から問題が生じるという論点もあろうかと思えます。

③ですが、支出の項目の区分を一本化したほうがわかりやすいとする場合ですが、1つ目の「・」の、政治団体の活動は、そもそも政治活動が本来の目的であると考えられますので、経常経費と政治活動費に二分する必要はないのではないかとという視点、2つ目の、そういう意味で、全ての支出について性質別としたほうがわかりやすいのではないかとという点、3つ目の支出の公開基準の話ですが、資金管理団体は5万円以上の人件費以外の支出について、その他の政治団体は5万円以上の経常経費以外の支出について、収支報告書において支出の明細を報告するとなっているわけです。

このため、支出項目を一本化しますと、経常経費、政治活動費という区分がなくなり、新たなメルクマールをつくるために、法改正が当然必要になってくるという点、また、昭和50年の政治資金規正法の改正以来、現行の支出項目区分でずっと統計がとられているということや、政党助成法の使途報告書との関連等も考えることが必要ではないかという点を記載しております。

4ページです。1つ目ですが、仮に支出項目の区分を一本化する場合に、全ての支出について性質別の区分にするのか、または目的別の区分にするのかという点、この場合、現在の記載と比べて、国民の目から見て、政治団体の活動の実態が把握しやすい収支報告書になるかという点があります。

論点2ですが、繰り返しになりますけれども、最終的に、政治団体の判断で一の支出について支出目的に応じて分類することになっており、名目上同一の支出についても、支出項目が異なる場合があり、各政治団体からの記載内容について比較が難しいという意見があります。

一方で、現在標準的な分類例以外の分類を認める取扱いによりまして、政治団体の判断で支出目的に応じた分類ができるという点もございますが、ここの取扱いをどのように考えるべきか。この取扱いが適当でないということになると、当該取扱いを変えて、標準的な分類例以外の分類を認めないものとする取扱いとすると、どのような論点があるかということですが。

1つ目ですが、全ての支出について、分類例以外の分類を全く認めないという取扱いにすると、名目上同一の支出について、支出項目が異なる場合がなくなって、各政治団体間の記載内容についての比較可能性を高められるのではないかという面があります。

一方で、例えば、駐車場代は政治団体職員が経常的に利用する駐車場の料金であれば、事務所費に計上することになりますが、大会の際に利用した駐車場の料金であれば、通常組織活動費に計上するというように、政治団体には個別具体的支出ですので、駐車場代は事務所費に計上するというルールでは不十分であり、相当程度詳細な分類のルールをつくる必要があると考えられます。

そして、その詳細な分類のルールに従って支出を分類させますと、政治団体に過度の事務負担を求めることになるということも問題点として考えられます。

また、標準的な分類例以外の分類を認めないものとするという場合に、そのような分類例に従わない記載をした者は、虚偽の記載をした者として罰則を適用すべきかということ、罰則を適用しないとなりますと、標準的な分類例に従って支出を分類することの実効性を、どのように担保するのかという点があがると思います。

あわせて、委員限り資料E、企業会計についても、一緒に議論のテーマにすべきだという御意見がございましたので、資料の御説明をいたします。収支報告書の様式を検討するに当たりまして、企業会計につきましてもあわせて検討すべきではないかという御意見をいただいておりますので、検討するものです。

企業会計の主な特徴は、既に皆様御存じのとおりですが、概要を御説明させていただきますと、貸借対照表、損益計算書などの財務諸表から構成されます。

2つ目ですが、1つの取引について、原因と結果の2面からとらえる複式簿記を用いている。

3ですが、現金収支の有無にかかわらず、経済活動の発生という事実に基づき、その発生の都度記録し、整理する発生主義でして、ストックの概念がございます。

期間計算という概念があり、例えば、現金支出の結果である費用のうち、その年度の収

益に役立ったと考えられる部分だけが、その年度の費用として認められ、現金支出があっても、それが全てその年の支出とはならないという特徴もあります。

現在の収支報告書の主な特徴も既に御存じのとおりですが、単式簿記、現金主義ということになっております。金銭を伴わない収入、支出がある場合の論点は、前回御議論いただいたとおりです。

また、動産は取得価額が100万円を超えるものを報告対象とし、また、普通預金と当座預金は資産に含まれない取扱いとなっております。

そこで、2ページですが、こちらは企業会計について、導入の検討をした際の論点の整理をさせていただいたものです。複式簿記のメリットについては、先ほど申し上げたとおり、財政状態や損益の状態が把握できるというメリットがあります。

一方、留意点として、バランスシート、損益計算書は、一定の会計期間の集計を報告する書面ですので、現金の流れや収支の状況は、それらだけで明らかになるとは言えませんので、現金の流れや収支の状況を明らかにするためには、例えば、毎日仕分けをして作成する必要がある補助簿等の取引の内訳を列挙した書類を添付する、または、総勘定元帳の備えづけを義務づけるなど、公開方法を検討する必要があると考えております。

(2) ですが、財務諸表を作成することで、効率的な内部管理に活用でき、また、財務諸表間の相互チェック機能により、計算誤りを発見しやすくなるという点があります。

政治資金規正法については、既に御存じのとおりですが、現金の流れ、収支の状況を明らかにして公開しておりますので、今のところ、その目的に適した様式になっているとも言えます。

(3) ですが、バランスシートにより、政治団体の資産、負債の状況が一目瞭然になりますが、支出のみを監査の対象としている現在の政治資金監査制度の前提で、バランスシートを適正に監査できるのか。理論的には、借方のみの監査ということも考えられるんですが、適正なバランスシートを公開するためには、収入を政治資金監査の対象としなければならないのではないかと考えられます。

(4) ですが、金銭を伴わない収入、支出がある場合の表記について、現在の収支報告書では、単式簿記でありながら、収入、支出と両方に計上する取扱いとしているので、わかりづらいという指摘がありますが、複式簿記では、先ほど申し上げたとおり、2面からとらえる考え方ですので、金銭を伴わない収入や支出がある場合の表記についても理解しやすいと考えられます。

一方で、労務の無償提供の概念をどのように表現するか、寄附の量的規制をわかりやすく公開するための方法については検討する必要があると考えております。

3 ページ、(5) ですが、減価償却により、政治団体が保有している資産の現在価値が把握できる、例えば、車の購入等が考えられます。現在一定の価値を有する資産の取得価額を公開対象としていますので、資産を減価償却する場合には、当然公開対象とする価額、また償却方法の検討は必要だろうと思います。また、政治団体の多くが、資産を保有していないというのが実態でございます。

(6) 発生主義の採用により、クレジットカードで物品を購入する場合等、債務がどの程度残っているか把握ができるというメリットがあります。

発生主義を採用する場合に、検討の対象となる政治団体の範囲をどのように考えるのか、仮にすべての政治団体に発生主義が適用されると、相当程度負担する事務負担について、政治団体が対応することができるのかということが、現実の問題としてあると思います。

(7) 発生主義の採用に当たりましては、現金主義も併用するようにすると、NPO法人のように小規模な政治団体でも対応できるのではないかという考え方があります。一方で、仮に政治団体を種別ごとに適用される会計基準が分かれますと、制度としてわかりづらいう点もあり、実務的に対応することもなかなか難しいという点があろうかと思えます。また、金額で基準が分かれますと、基準の設定をどのように考えるのかという点も論点になるのではないかと考えております。

説明としては以上で終わります。よろしくお願いいたします。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問、あるいは御意見等がございましたら、どうぞ御発言ください。

谷口委員、お願いします。

【谷口委員】 まず、支出の区分についてですが、私の意見としては、なるべく簡素化すべきであると、これまでも縷々述べてきたところでございます。

政治資金と比べるのは適切ではないかもしれませんが、我々大学人がよく利用しております文部科学省の科学研究費補助金は、少し前に支出の内訳を物品費、旅費、謝金、その他と4つに大きくくりする変更を行った。これによって、使うほうも使いやすくなりましたし、管理をする側も紛れを少なくできるという利点がありました。

ただ、反面、これこそが現在の政治資金制度にとって最大の問題であるか、あるいは大きな問題でないにしても、早急に手当てが必要な点であるかということ、必ずしもそうでは

ないとも思われますので、私の意見は、今回は事務局による論点整理の中に含めていただいておりますというところまででよろしいかと思えます。

もう一つの企業会計につきましても、これまでも外部においてしばしば問題提起をされてきたところをございまして、今回このような形で、おそらく総務省としては初めて論点の整理がなされたという点で意義があろうかと思えます。

しかしながら、これも事務局からの御報告にもありましたとおり、企業会計方式を導入する場合は、収入に対する監査をどうするのか等々、かなり大きな制度改正が必要になってきそうでございます。となると、本件が、当委員会から総務大臣に対する建議というスキーマに適すかどうか、にわかに判断がつかかねる部分がございます。

ですので、この問題は、そもそも当委員会として何か結論を出すというよりも、国民、国会に対して検討材料、資料を提供するという目的で論点に加えていただいたという経緯もございますので、今のところは、この事務局案のような形で議論を整理する。ただ、これは委員限り資料にはせず、公表したほうがよいのではないかと私は思いますが、そこを除けば、あとは国民、国会の議論を待つということでもよろしいだろうと考えます。

【上田委員長】 企業会計の話になっていきますので、小見山委員、お願いします。

【小見山委員】 小見山でございます。

まず最初の支出の区分のところでございますけれども、こちらは数を増やすか減らすかということもありますけれども、数を増やすことによって、ほんとうに明瞭性が確保できるのか、それから、比較可能性がより確保できるのかということがございまして、それらを考慮しますと、やはりもう少し議論をしていくべきだと思います。実際に使い勝手を考えて、使う方の側に立って、これらのことは考えるべきだと思っております。いろいろな論点整理が大切だと思っておりますので、これをもって、より検討すればいい段階ではないかと思っておりますので、そういう意味での目的をまず明確化して、誰の視点からこれらを考えていくかということを確認した後で、議論を進めていくべきではないかと思っておりますので、今のこの論点整理で結構ではないかと私は思っています。

それから、2点目でございますが、企業会計につきましては、導入ということについては、私は反対するものではないのですが、時期、並びに整備基盤も考慮する必要があると思っております。

企業の会計というのは、いろいろ目的がございまして、その目的によって、企業会計も異なっております。例えば、金融商品取引法というものに基づいて、公認会計士は上場企

業の監査をしておりますが、この場合におきましては、株を求められる方たちに対して、
どういう情報を提供しているかという観点からの企業財務の情報提供をしておりますが、
一方で、会社法におきまして、我々は大会社の監査をさせていただいておりますが、この
場合の計算書類に関しましては、どちらかという、債権者を保護するために、配当可能
利益を念頭に置いた中での計算書類がつくられているという形になっておりますので、ま
た違う処理がございます。そのようなこともありまして、目的を考慮した中で、こちらの
企業会計を導入するかどうかということも検討する必要があるのではないかと考えており
ます。

こちらに記載されておりますように、資料では主たる特徴としまして、複式簿記と発生
主義と書いてございます。まさにそのとおりでございますが、あくまでも収益と費用とい
うものを考えての企業会計でございますが、現在のところ、政治資金規正法におきまして
は、入金と出金を中心にして考えておりますので、そういうものに発生主義がほんとうに
親しむのかどうかというところからも検討しなければいけないのではないかと考えています。

そのことによって、今も谷口委員から御指摘がありましたように、やはり企業会計を導入
して、発生主義を持ってまいりますと、監査人に対して、収入に関する網羅的な収入と
か、支出に関する監査を要求することになりますので、今の時点ではまだ時期が早くて、
やはり政治資金規正法の考え方をまとめて、その中で議論をしていくべきだと思ってい
ますので、それらの政治資金規正法自体の整備の基盤というのですか、会計に対する考え
方の基盤を再確認した中で、次の段階として考えるものではないかと思っておりますので、私も
やはりこの論点の整理にとどめておくことで十分ではないかと思っております。

【上田委員長】 日出委員、お願いします。

【日出委員】 まず1つ、支出の区分の問題でございます。現実的に、3ページの上の
段でしょうか。例えば、政治活動費について、組織活動費が挙げられた場合には、内訳と
して大会費、行事費とか、これが一番小さな科目と称されている状態でございます。これ
を入れますと、この収支報告書の科目数がかなり多くなっているのが現状です。

実際にこれまで収支報告書を書いてきたことが何回かあるんですけども、組織活動費
を書いて、なおかつその中で大会費、行事費と区分ごとにまたこれを取りまとめるという
のは、まとめるほうとすると、なかなか面倒なんです。

簡単に言うと、政治活動費の中についての科目というのは、中分類的な科目になってい
て、一番最初の科目がこの大会費、行事費になっているので、できれば、まず最初にこれ

を中分類のところでもとめてしまうのが一番簡便ではないかと、小分類にするメリットがどこにあるのか、それだけの比較をするような、政治資金規正法の枠の目的の中に何かそういうものがあるのかどうか、ここはちょっとお尋ねしたいところなのですが、差し支わりがないのであれば、やはり科目は少なくするべきだというのが、事務負担的にも一番よいことではないかと思うので、科目の分類については、そういった基本的な考え方を持っております。

それから、企業会計については、今いろいろな公的な団体、特に東京都なども複式簿記を導入いたしまして、発生主義を入れたものを現実的にやっているという状況とか、現在の単式簿記自体は非常に時代おくれと言ったら語弊があるんですけども、その辺は一步踏み出す必要性があるのではないかと考えております。

したがって、この政治資金と言われる、特に政治家の方々の財務の状況を知らしめるためにも、今の民間の方々が一番見てわかりやすい方法というのは、どちらかという、複式簿記に乗った財務書類のほうがわかりやすいのではないかと、私がかねがね思っております。

また、政治資金監査の実務を見ましても、大勢の税理士から言われるのが、複式簿記でないで、どうしても現金預金、特に普通預金なんかは、全く収支報告の財産としてあげなくてもいい。簡単に言うと、普通預金に1億円あっても、これは収支報告には、繰越金という中で報告されるだけで、内訳は何も出てこないというのが現状なので、そういったこととか、あとは、いろいろな支出があっても、それが実際には資産に計上されるものがあるのであれば、今は100万円というルールがありますけれども、それ以内であれば、99万円のものを100個買っても、これも資産として全然載せられないという形になってしまうということに、非常に疑問を呈する先生方も多いですし、私自身もそう思っているので、この複式簿記の導入については、こういった状況下、国民の方々の目線というのも、昔と同じような目線ではないと思いますので、できればこれについての論議は深めていく必要があるのではないかと思います。

確かに委員会として建議する内容かどうかということはあるかと思いますが、報告をされているということについての報告書の透明性とか、報告をするというそのものの目的に合致するかどうかという観点からすれば、当然書かれる手段としての単式簿記がいいのか、複式簿記がいいのかという大きな論点は当然あるので、それはまた分解していけば、収入とか、そっちのほうの監査もやるのかということにつながるかもしれません。

ども、どうかこの委員会の中では、この点も踏まえた上で、これについての議論は深めていくべきだと思いますし、当然これも委員会限りのものではなくて、公開した形で行っていったほうがいいのではないかと思っております。

【上田委員長】 では、牧之内委員、何か御意見ございますか。

【牧之内委員】 はい。支出区分の話につきましては、考え方をあまり大きく変えるということは、かなり慎重であるべきだと思います。ただ、政治活動費と経常経費の区分がなかなかしづらいというところがあれば、それは個々具体の事例等に即しながら、考え方などの精度をさらに高めていく必要があるのではないかとということ。

それから、政治活動費の組織活動費を大会費とか何とかというのに区分するというのは、日出委員がおっしゃるように、あまり意味がないのではないかとということで、逆に、組織活動費という言葉自身が、全てそこに吸収されてしまいがちな感じがしますので、まず、特定できるものを最初に出しておいて、最後のところに組織活動費、いわばその他を含めた組織活動費みたいな形に区分するということがあったら、意味があるのではないかとこの程度です。

それから、企業会計につきましては、収支報告書の公表の目的というのがどこにあるのかということを考えなければいけないので、いたずらに政治団体の側に負担を多くしていくということは慎重にしたほうがいいし、特に企業会計を導入するということが、バランスシートをどう明らかにするかという、財務状況を見るというところに主眼があるとする、政治団体に対して財務状況がどうかということを見る意義は、それほど大きなものがあるのだろうか。

そうではなくて、やはり収支報告書というのは、誰から幾らもらっているかという収入がどうかというのが最大であって、ただ、この監査は事実と違う支出区分でいろいろ計上されているというところが問題になったから、そのところが監査の対象になったということですので、この企業会計を導入するということが、もちろん検討はする必要があるのかもしれませんが、これは相当大的な問題だなということでございます。

特に、財務状況の収支のバランスがどうか、資産保有状況はどうかということをちゃんと見ていくために、これを検討するんですということになると、現在の政治資金適正化委員会の役割をちょっと超えたところに踏み込んでいくということになりますので、これを表に出していくということについては、谷口委員とちょっと違うんですけども、ある程度考え方なりが出てくるとか、ほんとうに進めるべきだとかというときに、そういうとこ

ろまでいったらいいけれども、現段階で我々委員会がこれを検討の対象にしていると言って投げかけるというのはいかがかなと、私はちょっと慎重な考え方でございます。

【上田委員長】 今日のところはこういう御意見があるということで、論点整理というか、検討事項についての御意見ということで、この辺で終わりたいと思います。

では、次のテーマにいきまして、第3の議題、「政治資金監査に関するQ&Aの追加・改定について」の説明を事務局をお願いします。

【岡本参事官】 それでは、資料3の御説明をさせていただきます。政治資金監査に関するQ&Aの追加・改定についてです。先ほど御説明いたしましたとおり、政治資金規正法施行規則の改正案は現在パブリックコメントにかかっております。こちらが原案どおり施行された場合に、施行日からQ&Aを追加・改定したいというものです。

まず、V-40です。こちらは、先ほど御説明した内容を世の中に広く知らしめるために、説明をしているものでして、振込明細書に支出目的が記載されている場合に、支出目的書を作成しなければならないのかという問いで、平成24年に政治資金規正法施行規則が、これは改正されたという前提ですので、改正されて、振込明細書に支出の目的、金額、年月日が記載されている場合には、写しを提出することで、支出目的書を提出したことになり、別様で支出目的書を作成し、提出する必要はありませんということです。

2ページですが、41番です。こちらも同様の趣旨で、公共料金をコンビニエンスストアや金融機関等に払った場合に領収書等に該当するのかということですが、コンビニエンスストアは、金融機関と異なります。為替業務ができませんので、コンビニエンスストアで公共料金を支払った場合には、代理受領契約を結んでいると通常考えられますので、コンビニエンスストアが請求書発行事業者の代理人となり、目的、金額、年月日が記載されていますと、政治資金規正法上の領収書等に該当することになります。

金融機関、基本的に銀行ですけれども、公共料金を支払った場合には、先ほどの議論にもありましたとおり、代理受領契約を結んでいる場合には、3事項が記載されている場合は、領収書等に該当し、代理受領契約を結んでいない場合でも、振込明細書に支出の目的、金額、年月日が記載されたものは、振込明細書の写しを提出することで、収支報告書と併せて提出しなければならない、提出したということになり、支出目的書を作成する必要はないということを、解説しているQ&Aです。

3ページですが、V-13、ここからは省令改正に伴いまして、表現ぶりを改正しているものです。下の改定前のQ&Aを見ていただきますと、A、アンサーでは、払込票兼受

領証には、支出の目的が記載されていないため、振込明細書に該当するということになっていますが、今回の省令改正に伴いまして、先ほどの繰り返しになりますけれども、3事項が記載されている場合は、書面の写しを収支報告書と併せて提出するということ、また、払込票兼受領証に支出の目的が記載されていない場合には、振込明細書に該当しますので、振込明細書の写しと支出目的書を提出することになります。

なお、郵便局持ち株会社の日本郵便に確認したところ、ゆうちょ銀行は現在基本的な方針として、代理受領契約を結んでいないということですので、基本的には、郵便局で払ったものは振込明細書と理解してよいと考えております。

4ページを御覧下さい。ここも表現ぶりを改正するものです。改定前のQ&A、下のアンサーのところを見ていただきますと、振込明細書がある場合には、振込明細書にかかる支出の目的を明らかにするため、支出目的書を作成することとされていますとなっておりますので、この表現ぶりを変える必要があるということです。一部文言を省略したものと、中段ですけれども、施行規則の説明を加えさせていただいております。

また、5ページ、V-11ですが、代金引換の領収書等ということにして、こちらは改定前のQ&Aの表現ぶりが、代理受領契約という観点あまり記載されていないので、表現ぶりを変更する必要があるということです。上のほうのAですが、運送会社が財・サービス等の購入先と代理受領契約を結び、代金引換サービスをする際に発行する書面に3事項が記載されている場合は、政治資金規正法上の領収書等に該当するということです。ちなみに、前のQ&Aでも、領収書等として取扱って差し支えない、要するに、領収書等として扱ってよいと言っておりましたので、結論としては同じです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問、御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。これは、今日の議題1でも話がありましたので、これはよろしいですね。

(「はい」の声あり)

【上田委員長】 では、本議題については、御了承いただいたということで、先へ進みたいと思います。

次に、第4の議題の「政治資金監査に関する研修（上半期）の実施計画について」の説明を事務局にお願いします。

【岡本参事官】 資料4です。政治資金監査の、いわゆる法定研修の実施計画についてです。上半期は、後ほど御説明します資料5のフォローアップ研修会と基本的には同時期

に開催するようにはしておりますけれども、このような予定でさせていただきたいと思いません。

法定研修に関しましては、14カ所で開催いたします。なお、このうち3番にありますように、5人以上の研修の要望がある場合には、そこで研修するということになっておりますが、6月28日の金沢に関しましては、そのような要望が寄せられておりますので、3番に基づきまして金沢では開催するという事です。フォローアップ研修とあわせまして、効率的・効果的に開催してまいりたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

【上田委員長】 この議題については御了承ということによろしゅうございますね。

(「はい」の声あり)

【上田委員長】 次に第5の議題の「フォローアップ説明会(上半期)の実施計画について」の説明を事務局に願ひします。

【岡本参事官】 それでは、資料5の説明をさせていただきます。「フォローアップ説明会(上半期)の実施計画について」です。今回内容といたしましては、政治資金規正法施行規則の改正ということがかなり大きなテーマになるのではないかと考えております。また、委員会で報告させていただきました政治資金収支報告の概要、監査報告書の概要、また、登録政治資金監査人の方々特に留意していただきたい事項等々につきまして、説明してまいりたいと考えております。

4番、実施日程についてです。フォローアップ説明会に関しては、平成22年は10回、平成23年は13回開いておりますが、平成24年は16回開催したいと考えております、具体的には、記載の場所で開催したいと考えております。

特に、これまで参加されていない方に対しては、積極的に参加していただくということをお呼びかけてまいりたいと考えております。

また、各委員の先生方にも、御多忙のところ大変恐縮ですが、御出席を賜れば幸いに存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問、御意見がございましたら、どうぞ御発言いただきたいと思えます。よろしゅうございますか。

では、次に、第6の議題の前に、その他の議題といたしまして、「政治資金監査人に関するアンケート調査について」の説明を事務局に願ひします。

【岡本参事官】 それでは、委員限り資料Fの政治資金監査に関するアンケート調査につきまして、御説明させていただきます。

前回政治資金監査人の皆様方に対するアンケートは、平成22年6月の提出期限、要するに、2年前に、実施いたしまして、実態の把握や、政治資金監査マニュアルの改定等の基礎資料とさせていただきます。

そこで、下にありますように、平成24年6月までということで調査をお願いしたいというものです。内容等について概略を御説明いたします。2ページをお開きください。

1番については、土業の別です。

2番は、これまでの政治資金監査の有無についてです。ちなみに、前回は、平成21年が初めての監査だったわけですが、アンケートの回答者の中で、26.1%の方が、政治資金監査を実施したことがあると回答されましたが、3年たっておりますので、数値も変わってこようかと思えます。

3ページ、3番ですが、実施時期、実施団体数、これは前回もお聞きしております。平均で大体3団体でした。

4番ですが、事前準備等に要した実施日数等をお聞きするものです。

4ページです。5番は、実際の実施日数等についてお伺いするものです。

6番については、政治資金監査を実施した政治団体との関係、当然業務制限以外の関係は違法ではないわけですが、差し支えない範囲でお聞きしたいというものでして、具体的な項目欄などをつくっております。

5ページ、7番ですが、政治資金監査チェックリストの活用状況をお聞きするもの、同様に、8番では政治資金監査報告書のチェックリストの活用状況をお聞きしたいと考えております。

6ページです。ヒアリングの内容、実施状況等についてお聞きしたいと思っております。

9番は、必ず確認すべき、ヒアリング実施事項について、確認の状況をお聞きしたいというものです。

10番は、任意ヒアリング事項ですので、実施したか、しなかったかという状況をお聞きしたいと考えております。

11番ですが、委員会でも御報告しましたように、県選管のアンケートでも、形式審査の不備等の指摘が多かったわけですが、こちらは会計責任者限りで処理する場合もあるかもしれませんが、登録政治資金監査の方が対応すべきという場合もあり得ますので、連絡体制につきましてお聞きしたいと考えております。

12番につきましても、同様の趣旨で、それがどのような状況になっているかお聞きし

たいと思います。

8ページ、13番です。こちらについては、委員会でもまた御議論いただくことになろうかと思いますが、国会議員関係政治団体の範囲について、どのように考えておられるかということを知りたいというものです。

14番ですけれども、こちらでも委員会で御議論いただく予定ですが、業務制限に関しましては、マスコミからの問い合わせも大変多い状況ですので、こちらにつきまして、監査人の皆様方の御意見をお聞きしたいというものです。

10ページですが、15番です。本日の議題でもあります現行の支出項目の区分について、問題があると感じる点につきまして、具体的な意見を述べていただきたいと考えております。

16番は、その他全般です。前回はたくさん御意見をいただいておりますので、今回もたくさん御意見をいただけるものと考えておりますが、事務局の整理の都合上、このような形で、指摘の箇所のところにつきまして、分類して出していただければと考えております。

12ページは、当委員会での情報提供の状況について、お聞きしたいと考えております。

最後に、前回のアンケートの回収率は57.3%でございました。回収率の向上につきまして、税理士会、公認会計士協会などの関係機関の御協力をいただければと考えているところです。どうぞよろしくお願いいたします。

【上田委員長】 この議題につきまして、御質問、御意見ございましたら、どうぞ御発言いただきたいと思います。

日出委員、お願いします。

【日出委員】 具体的に、これはいつごろ発送するようになるのか、その点だけちょっと。

【岡本参事官】 今日委員会で御了承いただきましたら、3月末日に発送させていただきたいと考えております。今のところ3月30日を予定しております。

【上田委員長】 では、これについて御了承いただいたということで、よろしいですか。牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 質問項目をつくられるときは、実際にタッチしておられる日出委員とかにも御相談されたんですか。

【岡本参事官】 各委員の先生方には、御説明をさせていただいております。

【上田委員長】 では、次に、その他の議題といたしまして、「政治資金収支報告書に係る領収書等の写しの開示実績」の説明を、支出情報開示室長にお願いします。

【門前支出情報開示室長】 支出情報開示室長の門前でございます。どうぞよろしくお願いたします。私からは、委員限り資料Gに基づきまして、平成22年11月から1年間に行われました開示実績につきまして御説明をさせていただきます。この件につきましては、昨年12月、第5回の当委員会におきまして、速報版という形で報告をさせていただき、前羽生室長から内容については詳細に御報告をさせていただいたところでございますので、今回数字を精査し、確定したものを改めて報告させていただきますが、説明は簡単にさせていただきたいと思っております。

まず、表面が、総務大臣届け出分の政治団体の開示状況でございます。こちらは前回の報告分と数字の変動はございません。改めて開示請求の関係の数だけ確認させていただきます。(1)のところでございます。収支報告書にあわせて提出されました領収書等の写し、いわゆる高額分でございますが、これが38者から述べ442団体について開示の請求がございまして、2番以下に書いてあるような事務を行わせていただいたということでございます。

少額領収書等が、その右側でございまして、(1)のところでございますが、別の方でございますが、同じく38者から315団体の開示請求があったということでございます。

次に裏面を見ていただきますと、都道府県選挙管理委員会の届け出分の開示状況でございます。こちらは数字の変更が若干ございまして、特に(1)の②のところでございます。被請求団体分で数字の変動が若干ございます。都道府県の選管で精査をしていただきましたところ、若干増加したということでございます。それに伴いまして、下の数字も変更が若干ございます。ここも改めて開示請求関係の団体数だけ確認させていただきますと、高額分につきましては、496者から8,975団体分の開示請求がございましたし、少額領収書につきましては、212者から1,184団体分の開示請求があったということでございます。

なお、今後この調査に協力をしていただきました都道府県へのフィードバックということもございますので、この概要を取りまとめさせていただきますと、雑誌に寄稿し、公表させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

【上田委員長】 ありがとうございます。

何か御意見等ございましたら、発言いただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【上田委員長】 では、次に第6の議題といたしまして、「登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について」の説明を事務局にお願いします。

【岡本参事官】 それでは、資料6、登録政治資金監査人の登録者数、研修等の実施状況についてです。登録者の方は、現在でも少しずつ増えている状況であり、4,080名となっております。

後ろの2ページ、2番を御覧ください。法定研修も着実に受けていただいております、4,004名となりまして、4,000人を超えたという状況です。

3番のフォローアップ説明会は、今年に入ってまだ開かれておりませんので、前回御報告した数字と一緒です。

よろしく願いいたします。

【上田委員長】 この件につきまして御質問がございましたら、どうぞ御発言ください。よろしゅうございますか。

では、本日の議題は以上でございますが、今後の委員会の進行等につきまして、事務局から何かありますでしょうか。

では、参事官、お願いします。

【岡本参事官】 政治資金監査に関する研修、またフォローアップ説明会の開催日等につきましては、ホームページ等を通じまして、登録政治資金監査人の方へ周知を図ってまいります。

また、アンケートにつきまして、修正部分を御確認いただいたところも含めまして、今月末に発送させていただきたいと考えております。

以上です。

【上田委員長】 その他、事務局から何かありましたら、お願いします。

【岡本参事官】 委員会の御審議の状況につきましては、総務省8階の会見室におきまして、1時半に事務局長からブリーフィングを予定しているところです。

また、公表資料につきましても、その場で配布させていただきたいと思っております。

本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員の先生方の御連絡先に、来週3月19日の夕方頃に確認の御連絡をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

げます。

【上田委員長】 それでは、以上をもちまして、本日の政治資金適正化委員会を終了したいと存じます。

次回の委員会開催の関係につきまして、事務局より説明をお願いします。

【岡本参事官】 次回の委員会についてですが、日程調整をいたしました結果、5月17日木曜日の10時半から開催させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【上田委員長】 本日は、長時間にわたり、熱心に御審議いただき、ありがとうございました。